

令和7年度 第3回 宮崎県大規模小売店舗立地審議会

日 時 令和7年11月21日（金）
午後1時30分から午後2時30分まで
出 席 甲斐委員、黒木委員、嶋本委員、関戸委員、
相馬委員、柏田委員

1 開 会 2 挨 捶 3 議 事

(1) ドラッグコスモス都城東町店の新設に係る届出

- ① 届出内容及び経緯説明（事務局）
- ② 地元説明会の状況（事務局）
- ③ 都城市からの意見説明（事務局）
- ④ 大規模小売店舗立地庁内連絡会議審査結果報告（事務局）
- ⑤ 質疑及び審議

| | |
|------|---|
| 甲斐会長 | 事務局から説明があったが、何か意見、質問等はないか。 |
| 柏田委員 | d方向において騒音の環境基準を超過するため、徐行を促す看板を設置することであるが、その実効性、具体的には来客が実際に徐行してくださるのかということについて、県はどう考えているのか。 |
| 事務局 | 事業者の経済的な負担も考慮すると、まずは徐行を促す方法として一般的である看板の設置を行い、それが不足である場合、例えば到底徐行とは言えない速度での走行の常態化が認められるなどすれば、路面標示や標識を模した工作物、又はスピードバンプを設置するなど、追加的な措置を求めることがあり得る。 |
| 柏田委員 | 開店後も事後的な対応により騒音対策を行っていく、ということであると理解した。 |
| 黒木委員 | 騒音予測結果が記載されている表において、c方向については数値ではなく横棒が記載されている。これは直近の民家が明らかに騒音の影響を受けない遠距離にあるため予測を行わなかったということであると察するが、そうであれば今後はその理由を一言記載させるべきである。 |
| 事務局 | 承知した。 |
| 相馬委員 | 東側には遮音壁が設置されるが、西側（c方向）には設置されないのである。 |
| 事務局 | c方向で配慮すべき騒音は来客車両走行音である。遮音壁の設置は確実性の高い騒音対策であるが、車両走行音は徐行により抑制が可能であるから、まず徐行による騒音予測をし、なおも基準を満足しない場合は遮音壁の設置を含めた対策が検討される。こ |

れを前提とし、本件店舗の c 方向について徐行を想定した再予測を行った結果、基準を満足することが判明したので、届出時点では遮音壁設置などのさらなる対策は講じなかったものと考えられる。

相馬委員 承知した。

関戸委員 店舗西側の細い道路を通行する車両の徐行を促すということか。

事務局 届出に記載されているのは、委員がおっしゃる市道ではなく店舗駐車場内の通路部分を走行する車両の徐行を促す措置である。

関戸委員 承知した。

甲斐委員 届出では平屋建て 1 階の店舗とされているが、建設中の現地を見に行くと 2 階建てのように見えた。確かに 1 階建てか。

事務局 設置者から立面図を取り寄せてあり、平屋建て 1 階の構造であることは確かである。また、当職も現地に出向いて確認した。足場は 1 階部より高く組まれていたが、ピロティ構造になっているであるとか、2 階部分が建設されている、ということはなかった。

甲斐会長 承知した。

甲斐会長 本件店舗の近くにコスモスの別店舗があるが、その店舗が本件店舗として移転するということか。それとも 2 店舗になるということか。

事務局 近隣の別店舗も継続して営業するため 2 店舗になる。

(他に質疑なし。「答申案」及び「留意事項案」を資料に基づき説明。)

甲斐会長 それでは、事務局から説明があったとおり、「意見なし」と知事に答申してよろしいか。

(異議なし)

甲斐会長 それでは、そのように知事に答申することとする。
ありがとうございました。

(2) ドラッグコスモス都城鷹尾店の新設に係る届出

- ① 届出内容及び経緯説明（事務局）
- ② 地元説明会の状況（事務局）
- ③ 都城市からの意見説明（事務局）
- ④ 大規模小売店舗立地庁内連絡会議審査結果報告（事務局）
- ⑤ 質疑及び審議

| | |
|------|---|
| 甲斐会長 | 事務局から説明があったが、何か意見、質問等はないか。 |
| 黒木委員 | 予測地点の表記について、c方向の超過騒音をb方向のB地点で再予測しているが、c方向における超過に係る再予測であるならC'地点などとするのがわかりやすい。方向と地点とで表記を整合させたほうがよい。 |
| 事務局 | 承知した。 |
| 関戸委員 | 騒音予測地点のA、BとC、Dとで環境基準・規制基準が異なるのは面する土地の用途地域が異なるからか。 |
| 事務局 | そのとおり。 |
| 相馬委員 | 資料の写真では店舗建物南の図面では空地となっている部分に建設用重機が乗り入れているように見えるが、実際には当該空地も本店舗の敷地として開発されているのか。 |
| 事務局 | 当該写真は当職が現地確認時に撮影したものである。重機の乗り入れが本店舗の開発の一時的なものであるのか、あるいは無関係な工事のためのものであるのかは不明である。ただし、本店舗の駐車場と思われる工事がなされていたのは図面どおり空地部分を除く範囲であり、空地部分には重機と盛られた土砂が置かれているのみであった。 |
| 相馬委員 | 承知した。 (他に質疑なし。「答申案」及び「留意事項案」を資料に基づき説明。) |
| 甲斐会長 | それでは、事務局から説明があったとおり、「意見なし」と知事に答申してよろしいか。 (異議なし) それでは、そのように知事に答申することとする。 ありがとうございました。 |

4 その他

下記を説明。

- ・ 現在の届出受理件数は変更が1件であること
- ・ 今年度中の審議会開催予定はないこと

5 閉会